

第十五回 参議院厚生委員会議録第十八号

昭和二十八年二月十七日(火曜日)午後一時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤森 眞治君
理事 大谷 整潤君
藤原 道子君
山下 義信君

委員

草葉 隆圓君
中山 壽彦君
長島 銀藏君
井上 なつゑ君
常岡 一郎君
谷口 弥三郎君

衆議院議員

亘 四郎君

事務局側

常任委員会専門員 草間 弘司君
常任委員会専門員 多田 仁己君

説明員

厚生省医務局 小沢 辰男君
清算指導課長

本日のお話に付した事件
○小委員の補欠選任の件
○医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(藤森眞治君) それでは只今から厚生委員会を開きます。
十六日付で厚生委員の異動がございまして、これに伴いまして小委員の欠員補充を行いたいと存じます。前例によりまして委員長から指名をいたしました

いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤森眞治君) 異議ないと認めます。それでは遺族援護に関する小委員赤松常子君の補欠として堂森芳夫君、深川タマエ君の補欠として一松定吉君、母子福祉に関する小委員深川タマエ君の補欠として一松定吉君、以上指名いたします。

○委員長(藤森眞治君) 次に医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。御質疑ございませんか。それではどなたか御質疑があれば私からちよつとお伺いしたいと思ひますが、この医療団の解散によりましてあとに残る財産ができてこれの処分方法ですね、この法律ではどういふふうにしてどういふところに処分するといふことが余り明瞭でないのですが、「日本医療団から譲渡された医療機関及びその他の公的医療機関の整備」といふことになつておりますが、これは一体どういふ方法で財産を処分されるのでしょうか。現在のこの清算人が処分するようになりまして、どういふか、或いは何か一つの委員会のようなものでも設けて、それによつて処分されることになりまして、どういふか、その点を一つ。

財産を使用できるような途を開こうといふのが第一の狙いなのでございませう。そうしてこの具体的にどの病院にどれだけのいふようなことは特に考えておらないのでございまして、この医療団から譲り受けたこの医療設備にいろいろと不備な点がございまして、各譲り受けたほうにおきましてこれを整備しなければならぬ。特に地方公共団体等におきましては、譲り受けたが十分な設備がまだ完備しておらないためにいふ／＼不自由しておる、そういうところの実情をまあ一番よく検討のできる立場にある厚生省の医務局が、そうした医療設備の改善という一貫した方針で今日まで来ておりますもので、それから、その医務局の考え方に大体信頼してそうした配分等については詳しいことはそれに一任したら一番間違いないのではなからうか、かように考えたのでございませう。この公正を期するといふ考えからして委員会等のお話もございまして、やはり一時的なものでもございまして、そこまで立ち入らんで、厚生大臣の認可を得るといふことにキイ・ポイントをおいて配分を公正に取扱うといふことを信頼しておるわけでもございまして、そうした配分の具体的問題についてはまだ何ら考えておらないのでございませう。

○委員長(藤森眞治君) もう一つ、これで清算はもう全部完了したわけになるのでございませう。まだ清算の状態では、そういうふうな医療機関に対してやろうというわけなのでございませうか。

○衆議院議員(亘四郎君) 清算はおおむね完了に近いといふことを承知しておるのでございませう。まだいろいろ係争中のものもありまして事務としては残つておる現在でございませう。それらにつきましては詳しいことはその清算のほうを担当されておられます厚生省から代表されて入つておられる事務担当官がおりますから、そちらのほうから一つ何かについて若しお話願へたら結構じゃないかと、かように考えております。

○委員長(藤森眞治君) 小沢課長にお尋ねいたします。まだ清算を終らないで、今残余財産の大体の見込がありまして、それを地方に出してやろう、これはやはり清算の過程なのでございませうか。清算が終了したのでやるといふわけなのでございませうか。

○説明員(小沢辰男君) 私厚生省で医療団の清算関係の指導監督という立場にありますと同時に医療団の清算人兼ねておりますので、医療団の清算人としての立場から、一言清算の現況と只今御質問の点にお答えを申し上げます。

現在の清算のまだ未処理事務と申しますか、そういうものは経営が移管をしていないもの、従つて現在やはり医療施設として運営しておりながら清算をするという医療団の特殊性から、現在医療施設として経営中のものが二カ所ございませう。これは駐留軍に接收されておりましたものでございませう。

まだ返還になつておらないのでございませう。一カ所は茨城県にございませうがこれは未だ県の引取がございませうのでそのまま継続しております。その移管未了のものがあります。

それから財産関係の未処分財産では細かい動産類が主なものでございませうがそれと経費はしておりますけれども建物を受け取られたままになつておるものがありまして、そういうふうなものを合せて若干未処理財産がございませう。

それから訴訟事件は現在懸案事項として残つておりますものが十一件それから未収入関係でございませうが、不動産、動産の処分をしたものでまだ未収入になつておりますのが若干ございませう。その他債務関係はいたしまして、昔医療団が資金を得るために発行しました医療債券、これが十口ございませうが、償還期限が来ておりませんので、これは返還をしないでもまだそのまゝになつておる。そういうふうな種類の清算の事務の残務でございませう。大体の主体は非常に順調に片付いておるのでございませう。

で、只今お尋ねの清算の結了までの一つの事務として、この整備のための処分をするという考えか、或いは全部終つてからかといふお尋ねのように承つたのでございませうが、本来から言いますと、当然十六条の出資金の分配を終りましてそれからやるのが当り前だと思つてございませう。而も出資金の分配といふのは対内債務でございませう

ので、対外債務の例えは医療債券その他の支払を完了してから対外債務たる出資金の分配をやりまして、その剰余があつた場合に医療施設のために使うというのが法律の順序だろと思ふのであります。併しながらこの出資金は補助金を差引いた残りというはつきりした規定がございまして、各出資者の出資額も明瞭でございまして、これだけ別にはつきりと残しておくといいことは容易なことでございます。同時に、出資金の分配を全部終らないでも、それからなお対外債務につきましてもはつきりと医療債券の金額もわかつております。それらのものをきちんと債務関係として除いてはつきりした剰余というものが十分計算できると思ふのであります。従いまして地方庁から数年来からの非常な熱望のようになつておりますので、やはり並行いたしまして実務事務としては進めて参つたほうがいいのではなからうか、かように考へておるのでございまして、この国会で法案の改正をして頂きましてその途が開かれるということになりまして、施行後十分よく前の資料その他検討しまして事務を取運んで行くことになるのじやないかというふうに考へております。

○委員長(藤森眞治君) もう一つお尋ねいたしますが、医療団から譲渡された医療機関には、公的医療機関はここに明確に書いてありますが、民営の医療機関、殊に個人の医療機関等も当該医療団体のほうへ売つておつて返還されたものが相当あると思ふのですが、こういうものに対してもこの剰余財産を処分するという御方針でございまいしうか。

○衆議院議員(三田郎君) 只今の御質問につきましての提案者としての考へていたしましては、そうした経営者の移管によつて取扱をどうするかという点なのでございまして、現在では何ら特別の考へがなく、ただ医療団の清算によつて生じた剰余でありまして、日本医療団設立の目的に副うということであらうと、こう考へておるわけでありまして、具体的に先ほど申しましたようにまあ厚生省の医務局の今日まで一貫したそうした日本の医療推進のための方針でございまして、これを信頼してやはり任せておくといいように考へておる次第であります。

○委員長(藤森眞治君) それでは小沢課長、そういう私的の医療機関も中に含まれておると解釈してよろしうございまいしうか。

○説明員(小沢展男君) 只今提案者のほうから御説明がございましたが、私どもとしては法律改正後は法律の趣旨といたしまして、正しくそれを実行する側でございまして、お前のほうでどう考へておるかと言われますと、ちよつと只今の提案者の御答弁以外には申上げかねると思ふのでございまして、けれども、ただこの条文からいつてどういふふうになるだろうかというふうなお問合せとして考へてみますと、この条文の医療団から譲渡を受けた医療機関と、及びその他の公的医療機関と、ございまして、これをみますと、そういうふうな設置者の移管というのを特別にそれによつてどうこうするようにはつきりした御意思がないように見受けられるのでございまして、要は日本医療団の設立目的の趣旨に副うように日本医療

団の清算によつて生じた剰余を使うようにするというふうな私どもとしては拝見したわけでございまして、私どもは地方から、この引受先のほうからいへば、と陳情がありましたときに確かに医療団といたしましては民法の公益法人の規定が、一般的に公益法人としては必ず財団法人であれば定款に定められた通りに剰余財産を使う、併し定款に別段定めがないときにはその当初の目的に類似するようなものに使つてよろしいというふうな民法の規定がなつております。同時にそれでもなお且つ処分されないようなものがあればそれは国庫に帰属する、こういうふうに民法の一般の財団法人の規定がなつておると思われるのであります。それが同じ趣旨であるというふうな今度の改正の御趣旨を承つておるのでございまして、私どもはそういうふうな拝承しておりますけれども。

○委員長(藤森眞治君) もう一点伺いますが医療団ができました当時、個人の病院等も相当医療団のほうに買上げられる。ところがたまたま、経済の大変動のために相当買上げのときに金はもつたが、これが封鎖になりました。或いは貨幣価値が非常に変わったという事で、相当個人的に経済的な打撃を受けている場合が相当あるように思ふわけでありまして、こういうふうなものに対して、何か少しも面倒をみてやろうとか、そういうふうなお考えはございまいしうか。

○衆議院議員(三田郎君) 今の考へかたをいたしましては、只今の委員長の主として考へたわけでございまして、従いまして、医療団に売つたときのそうした個人の立場からのものは余りこれ以上は考へておらなかつた次第でございまして。

○委員長(藤森眞治君) もう一点伺いますが、医療団の解散に伴うて、個人の病院等がそのまま医療団から買受けていた場合が相当ある。これが買上当時の価額と医療団から譲り受けた当時の価額には相当大きな開きができておる。この差額が今日のこの剰余財産に大部分がなつておるのではないかと。そうしますと、時価の変動というものがあつたが、先ほど申し上げましたように経済変動によつて相当個人的に打撃を受けておる。それが買受は買受けたのですが、相当に苦しい立場におかれたので、こういうふうなものに対しては剰余財産ができた場合には何とか面倒をみてやるといふような考へはございまいしうか。

○衆議院議員(三田郎君) 只今の御質問の点は全く御尤なお考へでございまして、これの処分の衝に当ります厚生省の立場に私どもは期待をいたして、そのわけをございまして、そうした点もやはりこの処分に、分配については当然考慮してもらわなければならぬ、かように考へておりました。個々のそのうしたケースに、いろいろ事情の異なる内容が多々あるのではなからうかと。思ひまして、そういう点は一任して医務局の公正な考へ方に立脚してこれを取扱つて頂きたいと、かように考へております。

○委員長(藤森眞治君) 小沢課長にもう一つお伺いしておきますが、我々が医療団の解散の当時において、こういう剰余財産が相当であるということはおそらく期待しなかつたやうに心得ております。これだけの剰余財産ができましたとすれば、医療団によつて被害を、被害と言ふと語弊があるかも知れませんが、損失を受けたやうな人があつた場合には、これをできるだけ考慮して頂いて、そうして不平のないやうなお取扱いを十分して頂くというふうにお願ひしたいと思ふんですが、そういうふうなお考えはございまいしうか。

○説明員(小沢展男君) 只今委員長仰せの通り、こういうやうな剰余金が出るといふことは、実は監督の衝に當りました厚生省でも、当時この立法を厚生省と大蔵省で相談して作つたのでございまして、その当時から予想をしていなかつたのでございまして、で、御承知のように戦時中には産業設備官団、交易官団、或いは農地開発官団、住宅官団その他の特殊法人がたくさんございまして、現在それがいずれも清算継続中でございまして、これらの団体のうちで私どもの関係する医療団だけが大量の損失を蒙つておられます。非常に私どももその点から見まして、医療団の解散に当られましておやめになつた理事、或いは現在の清算人のかた、及びそれらの職員のかた、について、非常にその御努力を衷心厚生省として感謝いたしておるのでございまして、赤字が出まして国庫が相当負担しておるのが例でございまして、ひとり医療団だけが成金の清算ができたというふうなことにしまして、私ども、恐らく戦時中の団体においては初めての

のじやないかと思つてございます。

然らばこの原因はどこにあるかといふと、たしかにお説の通りの理由原因というものが非常に大きなものであると思つてございます。と申しますのは、厚生省でも大蔵省でも、この清算法を作り出すときに、要するに大体の見通しをつけまして、大体時価評価を厳格にやり、その半額程度であれば収支とん／＼に行くんじやないかというように固い見積りをしたわけでありまして、ところがその結果これだけのものが出たといふのは、勿論一つには一つ／＼をゆるがせにせず主張すべきものは主張しまして、権利の放棄なり或いは譲歩を絶対しなかつたという点と同時に、このいわゆる時価の見積、工合といふは、或いは本来から言へばこの七割なり八割なり、九割引でやつても清算としてはよかつたんじやないかと思つてございます。そういう点から言へば当然これはそうした、いわゆる前の出資金額は五十万であつたものが五百万なり六百万になつたという点に大きな原因があると思つてございます。

併しながらこれは勿論私も提案者ではございせんので、或いは合致するかどうかわかりませんけれども、私も前々から考へておりましたのは、医療団の剰余金はそういうふうになつたものであつても、私はこれはいわゆる普通の何といふか、会社あたりの清算と違ひまして、清算の剰余金が出たからみんなに分配するんだという考え方はないのであります。飽くまでもその残つたものは国庫に入れるような規定になつておられるけれども、できれば自分たちとしては、そういう折

角清算として法規に適合した清算をやつて、なお且つこれだけの成績を挙げた以上、その金は当然医療団が設立されたあの目的に合うように、医療の普及とその改善というものに使つて行くべきではないだらうかというふうな気持ちを持つておつたのでございまして、残つたから出資者に対して或いは又医療団の昔の關係者に対するその利益金の配分というふうな考え方はなくして、医療団が折角目的をいたしまして、而もなお且つ戦時中或いは戦後の状況からしてできなかった医療の普及と改善といふことの理想の一端にでも資することができたというものが、この医療団のほうの考え方であつたわけでございます。たゞ／＼国会のほうで医療団の旧医療施設を現在運営されておりますかた／＼の熱心な御要望を反映されまして立法をされたのでございまして、大要その点では私も非常に感謝をし、同時に誠に時宜を得た施策であるというように感謝をいたしているわけでございますが、私も前々考へておりましたのは利益金の配分の思想ではなく、本當にそれを医療団がなしてなし得なかつた医療の改善と普及というものにこれを使いたいというものが趣旨でございまして。

で只今お尋ねのそういうふうな、たしかに戦時中のいろ／＼な施策によりまして、結局いろ／＼な点の不備な状況にあつたものがたくさんありになつて思つてございしますが、若しも医療団のこの關係の中でそういうふうなものが出て参りましたら、当然これは十分研究をしなければいかんと思つてございしますが、根本的には医療団の剰余金というものは、何と言ひ

ますか、利益の配分という意味じやなくして医療施設を改善するという医療団の本當の理想であつたものに少しも役立てばというふうな意味で、私も実は從來非常に心の中では希望しておつたのでございまして。

只今のお尋ねの点は恐らく個々の事例の中にそういうふうな、この医療団から移管を受けました、話前後いたしました、施設の中で私的医療機関は十一カ所でございます。これは私もとしてはやはり今提案者も、御説明になりましては趣旨に沿うものであつて、できるだけ解決し得るようなそういう事例が、その線の中にのるものについてそういう事例があれば私もとしてはできるだけの、勿論この法律改正がなくても清算に従事する者として、或いは又厚生省の者として十分善処して参らなければならぬと思つてございしますが、この法律改正の十六条の二というこの条文の適用にあつては、飽くまでもやはり譲受けられた医療施設の改善のために費用を出すという、その何と言ひますか、線のほうに入つて来るようなもので、而もそういうような事情のあるものについては、私もはお説のようになんか一つその具体的な例を見ながら解決いたして行きたいとかように考へてゐるわけでございます。

ますけれども、具体性がありません。でちよつと私も答弁に苦しみまして。山下義信君 大体要点は委員長からの御質疑で我々が尋ねたいところは是尽きたのですが、私はこの問題はかねて關係者が注目しておることであつて、いろ／＼世間でうわさが流布されて、それで六億前後の金を持つておられて、それでその金は税金とは違ふんだ、それで特殊な性格の金なんだ、言換へると、まご／＼するとなんか手段によつて、或いは不当に処分される虞れが多分にあると、世間が注目しておつた問題であると私は承知するのです。

それで我々がうわさに聞いておる限りにおいては、或いはその処分方法について当時の権力者が或いはその処分方法を考へてみた、或いは各種の方面からつまりこの金を目にかけていろ／＼とその要望があるというふうなことも聞いておつて、盛ながら多年まあ懸案であつたのですが、どうか適正な処分がされるようにということをお本員は望んでおつたのであります。今回の提案につきましては、提案者の説明を承つてみると我々の希望するやうな線で、極めて公正妥當な考えかたの下に御処分に相成るといふ目的で提案になりました、私も大体において提案者の御苦心、又この本案の意図するところにつきましては、賛意を表するにやぶさかでないであります。併し若干伺つておかなければならぬと思ふ点は、只今委員長も御指摘になつたのですが、この法律の字句の上で見ると、例えば「日本医療団から譲渡された医療機関及びその他の公的医療機関」というところ、そして具体的に言へばこれらの医療機関というものの

中には、前段の場合には私立医療機関というものが含まれてゐるんだと、或いは公的医療機関というものの中には国立医療機関というものが含まれてゐるのかどうかという点も問題になるのじやないかと思つております。それで国立医療機関という場合においては、これは国の経費で當然やるべきものであつて、この種の処分金によるということにはあるべきではないのでありますから私は、書いてないじやないかといふことは想像されまじけれども明白でない。或いは国立の医療機関とは称しないものは、公的の医療機関とは称しないのかもわからん。それは今御答弁を伺つてみなければわからん。それから、若し日本医療団から譲渡された医療機関といふものの中に、私立の医療機関を含むものであるということになると今提案者の御説明並びに厚生省事務當局の御答弁では明確でないが、必ずしも明確になさる必要はないが、併し法律の建前としてはできるならば明らかにしておく必要があると思つてゐる。それでそれが含まれておるかどうかという事です。

それでもう一点伺ふのは、この法文の最後にある字句の上で言へば、「その剰余財産を処分すること」である。この処分といふのは如何なる形式で処分をするのかといふことです。で、ただ処分といふと、いろ／＼処分の仕方といふものが明確でない、財産の処分形態といふものは、どういふ形をとつておこなふことになるのかといふことを伺つておかなきゃならん、まあそれを一つ。今の二つの問題、医療機関というものの内容、それから処分の形態、形式はどういふ形式をとるのかと

いうことを一つ聞いておきたいと思ひます。

○衆議院議員(亘四郎君) 山下先生の御疑念の質問の点、全く私も同感でございます。最初の日本医療団から譲渡を受けた医療機関、このものには、現実のまま国で譲渡を受けたもの、その他の地方公共団体の譲渡されたものの全部がこれに含まれていると考えられると解釈しているわけでありませう。

それから、その他の公的医療機関、これは国で譲渡を受けたものを除いた考え方になつてゐるのでございまして、それで地方公共団体で、これを譲り受けまして、その整備をしなければならぬというところで、もはや整備も相当手を加えたというものもございませう。併しながら地方公共団体のほうで手を加えて整備をしたものを、本来であれば、他のそうした公共団体が持つてゐる医療団から譲り受けたもの以外のものを整備するに当然使う性質の金額であつたものを、医療団から受けたものに先へこれを使つたというやうな場合も考えられますので、その補填というやうな意味で、その他の地方公共団体の幾分ということをごにこに入れたわけでございます。

○山下義信君 医療機関の中には私立医療機関を含むのです。

○衆議院議員(亘四郎君) 最初の日本医療団から譲渡された医療機関、この中には先ほど若しなものでしたら言い落したかも知れませんが、私立のものも全部そのまゝ実態を含んでいると解釈しております。

○山下義信君 わかりました。後段の質問の処分の形態はどういう形のものゝで処分されて行こうとされるのか伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(亘四郎君) 最後の整備のために処分し得る途、処分の方でございますか。

○山下義信君 そうです。

○衆議院議員(亘四郎君) これは大体におきまして、そうしたところに配分する一種の補助金というやうな考え方にこれを考えておつたやうな次第でございます。

○山下義信君 この清算人が直接この譲り受けたこれらの処分をしようとする対象に、この清算人が直接まあ何と言ひますか、極く通俗な言葉で申しますと、金を送つてそれで金を配るといふやうな方もあるし、又或いは地方公共団体の手を通じてその金が、残余財産が渡つて行くという形もある。税金でなくとも公金ですから、清算業務としてのやり方はこの法律並びに民法等によりましてやり方があるわけでありませうが、その処分の形態といふもののとり方は、又その清算人の法規に基きとり方をするならばいかなるとり方もできる。従つて処分の仕方というもののつきまはしてはいろいろやり方があるやうなところ。若し数種のやり方があると思ひますが、仮りに地方公共団体の手を通じてこれらの最終処分が行われるということになりますと、又いろいろ御注文申上げなければならぬやうなことも起きて来る。そこで処分の形態はどういう方式による処分が考えられてあるかといふことを伺つたので、これは何か処分の形態についてお考えがございませうか。

○衆議院議員(亘四郎君) 大体処分の形態でございませうが、先ほど申しましたやうに、補助金というやうな考え方を

を主にいたしましたして、そうしてその対象として考えられるものは地方公共団体を中心にして考へてゐる次第なんでございます。地方公共団体にこれを渡しました後におけるそれからの配分といふものは、又地方公共団体の要求にストといふやうな形のものの検討の上で渡すという段階に相成ろう、かやうに考へております。

○山下義信君 この十六条の二項によりまして、これも委員長がすでに指摘されたのでありますが、言い換へれば現行法第十六条の処理状況はどうなつてゐるかという御質問があつた。同じことを私も聞くのですが、この法文で言ひますと、第十六条の二の第二項で、残余財産の分配の終了後一年以内これをやるということになる。同じことですが、すべての残余財産の分配の終了といふのは大体いつ頃という見込ですか。先ほどの御答弁では必ずしも清算業務が終了しなくても、つまり残余財産の分配といふのは実際には終了しなくても、バランス・シートの上でその処分のつくやうな形に一定数字をしておけばついても同じであつてすぐこれができるといふやうな御答弁でありましたが、そうなんですか。そのうするのですか。本当の残余財産の分配が終了した後の一年以内にやろうといふのですか。若しバランス・シートの上で処分がついた形にしておいて後日何も紛議が起きないし、問題も起きない。そのバランス・シートのままで結構けりがつくのだといふことならば大体今日でもそれが作れたらできるといふことになるのですが、従つてこの法律の実際の実施は条文にはこうしてあるが、やろうと思へば今言つたやう

にすぐでもやれるということになりますと、この本当の実施は近いということも考えられる。その辺は見通しとして実際の処分はいつ頃行ふという見通しでしょうか、その点一つお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(小沢辰男君) 法律施行後のことでございますので、私どもからお答えさせていただきますが、先ほど申しましたやうに、又今山下先生がお聞き取り下さいました通り、出資金の分配を全部終り、従つて対内債務を全部終つてからといふまでの時期を待つ必要はない。それは出資金額は十分計算もできますから法律が成立いたしましたら實際準備に入り、又その実行が可能ではないかと思ひます。併し勿論對外債務を終り、それから対内債務の出資金の分配を終つて、それから正式の残余財産といふことを考えるのが本来は当り前だと思ひます。併しすけれども、十分計算も立ち、それだけのものは別にちやんと残して進めて行くといふこともできると思ひます。併し法律が施行されましたら、若し法律が施行されましたら、できるだけ早く少しでも改善に資するやうにやらして頂きたい。こう考えるわけでありませう。

○山下義信君 私も懇切にいねいに質問をしてゐるのですから、もつと率直にお答え願ひなればいかんと思ひます。今のやうな通り一遍ではせつかく私の懇切にいねいな質問もしよせんがないのです。新年度の五月頃には大体処分方法がきまつてこれが実際に実施されるやうな見通しがありますか。もつと先になるやうになりますか。その時期の見通しは事務当局はどう考えら

れておるか、その予定は。

○説明員(小沢辰男君) 五月には実施の段階まで入り得ると思ひます。又入りたいと思ひます。

○山下義信君 わかりました。それで法律は大体のことしか書いてないのだから、いろいろ検討することになると、先ほどの委員長の御質疑等いろいろの問題があると思ひます。それでまあ当局を信頼し、又提案者の非常な正しい意図といふものが立法意思がここにはつきりしているわけですから、それから逸脱されるやうな具体的な処分方法が考えられるはずはないのですが、ちよつと参考を聞いておきませうが、この第十七条を改正してゐる。従つて今回のこの法案の目的につきまして厚生大臣の認可を要するところなつております。最終決定を厚生大臣の権限に委ねてゐるのです。それでこの法律が極めてまあ漠然と或る一つの処分方法についての枠を定めてあつて、具体的なこの処分方法については、この清算業務に従事する者が定めてそれで厚生大臣の認可を要することになる。その厚生大臣の持つてゐる第十七条の権限といふものはどういふやうに解釈しておいたらいひますか。或いは極めてこの形式的なことを言ひますと、この処分案を持つて行つて厚生大臣が認可せんとすることになると又処分案を要する。厚生大臣の認可するまで処分案を要えなければならぬ。それは言葉を変えて言つと、厚生大臣が実質的にはいろいろ処分の内容についての権限を持つといふことになるのです。第十七条の厚生大臣の権限、第十六条の二で我々が国会が認めるこの清算人の権限といふもののとの関係はどう心得てお

たらしめたいのであるが明らかにし

ようなわけであります。

○井上なつゑ君 大体山下先生、委員

○大谷豊潤君 御質問も大体終つたよ

か。

ておかなければならぬ。それで言い換

○説明員(小沢辰男君) 只今山下先生

○委員長(藤森眞治君) 異議ないと認

○委員長(藤森眞治君) 異議ないと認

めです。

えることとせつと筋を通すようにこの十

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

六条の二で一通り筋が通つておつても

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

厚生大臣の独断的な態度があると、こ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

の法の実施の上に歪曲される虞れがあ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

認可と清算人との間の権限を明確にし

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

はおかなければならぬ。私の記憶で今

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

はつきりと具体的に覚えていないが、

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

何かの法律を作るときに、厚生大臣が

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

二度も拒否することができないで、一

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

度は認可権を以て或る程度の容喙をす

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

るが、二度、三度拒否することのでき

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

ないように監督大臣の権限をセーブし

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

てあつた立法が我々の厚生関係であつ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

たように記憶するのですが、ともかく

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

もこの第十七条で厚生大臣の認可権を

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

認めておいた。それと清算人との権限

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

の関係をどう提案者は考えておるか

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

いうことを明確にしておいて頂いて

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

厚生大臣がその権限を濫用しないよう

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

に御答弁の中で明らかにしておいて頂

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

ければいいのじやないかと、こう考え

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

ます。

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

○衆議院議員(眞四郎君) これは厚生

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

大臣の権限濫用の虞れに対する戒めと

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

いうことに相成りますけれども、大体

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

この厚生省の医務局が、日本の医療整

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

備のために一貫した一つの方針がある

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

○委員長(藤森眞治君) 御質問も大体終つたよ

めです。

午後二時三十九分散会

二月十六日予備審査のため、本委員会

に左の事件を付託された。

一、国民健康保険再建整備資金貸付

法の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

国民健康保険再建整備資金貸付法

の一部を改正する法律案

四條の二に、「昭和二十七年年度又は昭和二十八年年度を昭和二十七年年度から昭和二十九年年度までの間に」、「昭和二十九年年度を昭和三十年年度に改める。」
第六条中「第三条を「第三条又は第四條の二に改める。」
第七條第一項中「当該貸付金の額か

ら」を当該貸付金の額の四分の一に相当する額から「未払診療報酬の額」を「未払診療報酬(第三条の規定により貸付金の貸付を受けた保険者については昭和二十六年末未払診療報酬(第三条の規定により貸付金の貸付を受けた保険者については昭和二十七年末未払診療報酬をいう。以下同じ。の額に改める。

第十三条を次のように改める。

(昭和二十七年に事業を再開し、又は開始した保険者に関する特例)

第十三条 昭和二十七年四月一日から同年七月一日までの間に事業を再開した保険者及び事業を廃止した他の保険者の診療報酬支払義務を承継して同期間に事業を開始した保険者は、この法律の適用については、同年三月三十一日において事業を実施していたものとみなす。この場合において、第三条及び第四条の規定の適用につき、受診率、保険料収納割合その他第三条各号に掲げる事項に関する昭和二十六年における実績によるべきときは、事業を再開し、又は開始した日から六箇月間におけるこれらの事項に関する実績をもつて、昭和二十六年における実績とみなすものとする。

第十三条の次に次の一条を加える。

(昭和二十八年に事業を再開し、又は開始した保険者に関する特例)

第十三条の二 昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に事業を再開した保険者及び事業を廃止した他の保険者の診療報酬支払義務を承継して同期間に事業を開始した保険者は、この法律の適用については、昭和二十八年三月三十一日において事業を実施していたものとみなす。但し、昭和二十八年七月二日以降に事業を再開し、又は開始した保険者に対しては、政府は、昭和二十八年度において第四条の規定により貸付金を貸し付けることができない。

十一日において事業を実施していたものとみなす。但し、昭和二十八年七月二日以降に事業を再開し、又は開始した保険者に対しては、政府は、昭和二十八年度において第四条の規定により貸付金を貸し付けることができない。

2 昭和二十八年四月一日から同年七月一日までの間又は同年十月二日から昭和二十九年三月三十一日までの間に事業を再開し、又は開始した保険者に対し、貸付金を貸し付ける場合において、第四条の二及び第四条の三の規定の適用につき、受診率、保険料収納割合その他第四条の二各号に掲げる事項に関するそれぞれ昭和二十七年又は昭和二十八年度における実績によるべきときは、事業を再開し、又は開始した日から六箇月間におけるこれらの事項に関する実績をもつて、それぞれ昭和二十七年又は昭和二十八年度における実績とみなすものとする。

3 昭和二十八年七月二日から昭和二十九年三月三十一日までの間に事業を再開し、又は開始した保険者に対する貸付金の貸付については、第四条の二第五号中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、同条第六号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」と、それぞれ変更して同条の規定を適用するものとし、その貸付金額については、昭和二十九年度における貸付金にあつては、第四条の三第一項の表中昭和二十八年度の欄を、昭和三十年度における貸付金にあつては、同表中昭和二十九年度の欄をそれぞれ適用するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年二月二十五日印刷

昭和二十八年二月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局